

## 鳥取市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、鳥取市担い手確保・経営強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）及び地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、総合的なTPP関連対策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）及び食料安全保障強化政策大綱（令和4年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）に即し、農産物の輸出など意欲的な取組による付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るとともに将来にわたり持続的な食料供給を維持していくこと、及び改正食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の下で策定した新たな食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に基づき、担い手の育成・確保に向けて地域農業の構造転換を推進し、地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善を図ることにより、農業者の急速な減少に対して農業生産や地域を維持することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱及び地域農業構造転換支援対策実施要綱に基づく別表の第1欄に掲げる事業とする。

- 2 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。
- 3 本補助金の額は、対象事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）について、別表の第4欄に定めるところにより算定した額以下とし、予算の範囲内で交付する。
- 4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

(流用の禁止)

第4条 別表の第1欄に掲げる融資主体型補助事業と地域農業構造転換支援事業の間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、市長が定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、市長がその財源に充当する県の補助金の交付決定を受けた日から起算して15日以内に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号及び第2号に規定する補助事業以外の事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、別表第5欄に定める変更以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月5日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、速やかに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

ない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により、速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。
- 5 補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月30日までに、様式第2号により市長に報告しなければならない。

#### （財産の処分制限）

- 第10条 規則第16条ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が定める期間）とする。
- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
  - （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - （2）その他交付目的を達成とするため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

#### （収益納付）

- 第11条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは当該収入があった日から10日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

#### （雑則）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年7月11日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年8月19日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和8年3月19日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表 (第3条、第8条関係)

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
1 融資主体 型補助事業	担い手確保・経営 強化支援事業実施 要綱別記第1の4 の(1)のアの助 成対象者	担い手確保・経営 強化支援事業実施 要綱別記第1の4 の(1)のイの助 成対象となる事業 (当該事業に要す る経費について担 い手確保・経営強 化支援事業実施要 綱別記第1の4の (1)のウに掲げ る融資機関からの 融資(以下「プロ ジェクト融資」と いう。)を活用する ものに限る。)に要 する経費	第3欄に掲げる経費 に2分の1を乗じて 得た額。ただし、次の いずれか低い額を限 度とする。 (1) 第3欄に掲げ る経費のうちプロジ ェクト融資額 (2) 第3欄に掲げ る経費からプロジェ クト融資額及び地方 公共団体等による助 成額(農業関係機関 が実施する助成事業 等の本事業に関連す る助成金を含む。)を 控除して得た額 (3) 1,500万円 (ただし、法人の場 合は、3,000万 円)	1 事業費 の30%を 超える増 2 事業費 の30%を 超える減
2 地域農業 構造転換支 援事業	地域農業構造転換 支援対策実施要綱 別記1の第1の4 の(1)の助成対象 者	地域農業構造転換 支援対策実施要綱 別記1の第1の4 の(2)の助成対象 となる事業に要す る経費	第3欄に掲げる経費 に10分の3を乗じ て得た額(リース導 入の場合は、リース 物件購入価格(税抜 き)に最大7分の3 を乗じて得た額)。た だし、次のいずれか 低い額を限度とす る。 (1) 第3欄に掲げ る経費から地方公共 団体等による助成額 (農業関係機関が実 施する助成事業等の	1 事業費 の30%を 超える増 2 事業費 の30%を 超える減

			本事業に関連する助成金を含む。)を控除して得た額 (2) 1,500万円 (ただし、法人の場合は、3,000万円)	
--	--	--	---	--

様式第1号（第5条、第9条関係）

年度鳥取市担い手確保・経営強化支援事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙のとおり

（担い手確保・経営強化支援事業実施要綱別記第1の6の（1）に定める担い手確保・経営強化支援計画書（別紙様式第1号）又は地域農業構造転換支援対策実施要綱別記1の第1の6の（1）に定める地域農業構造転換支援計画書（別紙様式第1号）を別紙として添付すること。）

3 経費の配分

区分	事業費 G=A+B+C +D+E+F	負担区分						備考
		国費 A	県費 B	市費 C	その他 D	事業実施主体負担経費		
						融資 E	自己負担 F	
1 融資主体型 補助事業								〇〇経営体 仕入控除税額 円 うち国費 円
2 地域農業構 造転換支援事 業								〇〇経営体 仕入控除税額 円 うち国費 円
計								

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

（3）支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
----	--------	--------	------	----

	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	
	円	円	円	円	
1 融資主体型補助事業					
2 地域農業構造転換支援事業					
計					

注) 1 本様式を報告書及び決算書とする場合は、5を収支精算とし(1)、(2)は本年度精算額及び本年度予算額を記載する。

2 事業内容に変更があった場合は、変更前を上段( )書きし、変更後を下段に記載する。

#### 6 他の補助金の活用の有無(有・無)

(1) 活用する補助金名
(2) 事業内容
(3) 当該補助金に係る問い合わせ先

注) 1 他の補助金の活用の有無について「有」「無」のいずれかに○を記載すること。

2 「有」の場合は、(1)～(3)の内容を記載すること。

3 (3)は、補助金を所管している部署名や団体名および連絡先を記載すること。

#### 7 消費税の取扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

\*該当するものに丸をすること。

#### 8 その他

(1) 補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

(2) 今後、当該建物(設備、備品を含む)の他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

#### 9 添付書類

(1) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し(実績報告書の場合に限る。)

(2) 事業費の詳細が分かる資料(見積書、竣工届等)

年 月 日

鳥取市長 様

住所  
氏名

印

〇〇年度鳥取市担い手確保・経営強化支援事業費補助金  
仕入控除税額確定報告書

〇年〇月〇日付第〇〇号により交付決定通知のあったこの事業について、鳥取市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 の補助金の額の確定額<br>(〇年〇月〇日付け第〇〇号による額の確定通知) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額                                  | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当税額                                  | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2)  | 金 | 円 |
| 5 | 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載<br>[ ]             |   |   |
| 6 | 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載<br>[ ]                   |   |   |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。